

3 補助金交付申請の概要

[※該当する項目に記入、又は□を入れてください。]

(1) 補助対象経費	円	… (ア) = (イ) - (ウ) - (エ)
①全体工事費	円	… (イ)
②本事業以外の補助制度の活用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	事業名 :	<input type="checkbox"/> 国制度 <input type="checkbox"/> 県制度 <input type="checkbox"/> 市制度 <input type="checkbox"/> その他
	補助対象経費 :	円 … (ウ)
	補助率(限度額) :	<input type="checkbox"/> % (円) <input type="checkbox"/> 定額
補助金額 :	円	
③本事業の補助対象外経費	円	… (エ)
(2) 改修費補助申請額	円	… (オ) = (カ) と (キ) のうち低い方の額
	補助限度額	: 600,000 円… (カ)
	補助率に応じた補助額 (ア) × 1/2	: 円… (キ)

4 誓約事項

川西市戸建住宅賃貸化改修補助要綱に基づき、以下の事項を誓約します。

(1) 補助金により改修した当該戸建住宅を補助対象事業の完了後10年以上、住宅として活用します。
(2) 当該戸建住宅をJTIのマイホーム借上げ制度を利用する場合は、JTIより承認通知書を受領します。
(3) 当該戸建住宅をJTIのマイホーム借上げ制度以外を利用する場合は、改修工事後の最初の入居者として子育て世帯等を対象に3月以上募集します。また、改修工事を行う者は戸建住宅の所有者又はサブリース事業者以外の者としします。
(4) 市区町村税を滞納していません。
(5) 川西市暴力団排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
(6) 当該戸建住宅は、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないことを確認しています。
(7) 事業完了後公式な広報媒体に、事例等を掲載することに同意します。(申請者がサブリース事業者の場合は所有者に同意をもらっています。)
(8) 補助対象経費について、要綱に記載の通り対象内外に分けて算出しています。
(9) 本件補助金の交付決定の通知を受けた後に本件事業を着手します。また、工事の着手を行う際、補助対象事業の契約、又はそれに準ずるものとして書面による工事発注の取り交わしを行います。
(10) 報告又は書類の提出について、川西市から求められた場合には、それに応じます。
(11) 以下の場合には、補助金の全部を返還します。 ①虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。 ②この要綱又は関係法令に違反したとき。 ③その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

5 個人情報の取扱いに関する同意 川西市戸建住宅賃貸化改修補助要綱に基づき、以下の取扱いに同意します。

- | |
|---|
| (1) 川西市は、川西市新築・中古住宅取得補助の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。 |
| (2) 川西市は、補助金の交付要件、返還要件に該当するかどうかを確認するため、世帯に属するすべての構成員の住民基本台帳及び税務資料等を閲覧します。 |

6 子育てにおける安全性への配慮（1項目以上の基準の全てを満たす必要があります。）

項目	基準
<input type="checkbox"/> 室内扉	(玄関からリビングまでの主要な扉に限る) 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように100mm程度の引き残しを確保する又は自動で ゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。 開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
<input type="checkbox"/> バルコニー	1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないように足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という）が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないように次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
<input type="checkbox"/> 住戸内階段	(階段がない場合（平屋の場合）は、当該基準を満たしているものとする) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1) 勾配は22/21以下とする。 (2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 (3) 蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
<input type="checkbox"/> 浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック（子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠）を設置する。
<input type="checkbox"/> 敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
<input type="checkbox"/> インターホン	相手の顔や様子を確認できるようにカメラ付きインターホンを設ける。